

産業競争力会議 フォローアップ分科会  
(立地競争力等) (第3回)

重点分野における各論点への回答について

平成26年3月12日  
国土交通省



阻害要因から洗い出される解決策について(論点1)

竹中議員から示された論点	福田氏から示された解決策	国土交通省航空局の考え方
<p>①案件の積み上げを阻害している制度面での問題点 (PPP/PFI やコンセッションを行うより何らかの不利がある)はないか？</p>	<p>運営権者へ移行する際に、直営のときに業務を担当していた公務員を一定期間(5年～10年)運営権者に出向させる必要がある場合、出向させることができる法的根拠を整える。民間企業からの要望に基づいて、国や地方公共団体から運営権者への業務承継やノウハウ移転のために数十名～数百名単位での出向の必要性が想定される。</p> <p>地方公営企業として実施されている事業が運営権者に移行する場合、施設の所有権が地方公共団体に残るが、それに加えて事業のモニタリング、残債の償還、非常時の工事実施などの権限が地方公共団体に残る場合には、これら地方公共団体側の業務を引き続き地方公営企業として存続させることができることを明確にする。</p> <p>運営権には、管理者が所有する施設の(PFI法でいうところの)運営・維持管理(一般的に言われる設備投資も含む)責任の運営権者への委任という要素が含まれていることを明確にする。このことにより、運営権者が、事業期間中に維持管理や運営のための投資を包括的に決定、実施することが可能であることを明確にする。これを踏まえて、運営権事業の実施に際して国庫補助金や交付金等の活用を想定する分野においては、事業期間中運営権者が国庫補助金や交付金(又はその相当額として管理者から支払われる額)等を安定的に受領できる仕組み・制度を構築する。</p> <p>重点分野で地方公共団体が行う運営権事業において、公物管理法との関係で運営権者が公の施設の使用許可等を行う必要性の有無を明らかにする。また、公物管理法との関係で運営権事業において使用許可等が必要ない、他の方法があると判断された分野について、地方自治法上の指定管理者制度と運営権制度の二重適用が不要であることを明確にする。</p> <p>運営権の運営期間中に投資を平準化して費用計上する会計処理など、運営権事業を行う上で必要な、従来の民間企業会計にはない特殊な会計処理について、重点分野ごとに国が会計規則を定める。</p> <p>納税義務のない地方公共団体直営事業や地方公営企業から運営権事業に移行する場合に、運営権者側に発生した法人税(国税分)負担を地方交付税の特例加算等の仕組みで地方公共団体に戻す制度を導入し、運営権制度への移行に関するディスインセンティブをなくす。</p>	<p>空港運営に関心を有する全ての民間事業者が公務員派遣に関するニーズを有していることを確認している。運営権者による空港運営の円滑な事業開始を支援する観点から、運営権者のニーズ(派遣規模・時期等)に適切かつ円滑に対応できるようにすることが必要。</p> <p>先行案件の成果も踏まえつつ、今後、ガイドラインを策定することにつき検討したい。</p> <p>今後策定するPFI法に基づく実施方針等において、運営権者の業務として、滑走路等の運営、維持管理が含まれる旨を明確化する予定。 なお、国管理空港等のコンセッションは、独立採算方式で実施することを想定しており、国庫補助や交付金を支払うことは想定していない。</p> <p>国管理空港における整理(国有財産法に基づく使用許可の要否等)を参考に、運営事業の実施を検討する地方公共団体と情報を共有する考え。</p> <p>PFI制度全体に関わる問題であり、取りまとめ府省にて対処されるべきものと思料。</p> <p>現時点では、そのようなニーズは把握していない。今後とも地方公共団体のニーズの把握に努める。</p>
<p>②重点分野について、前例のない中でも意欲的に取り組もうとする地方公共団体を支える仕組みを国は十分用意できているか？</p>	<p>向こう3年間(平成28年度末まで)を案件形成のための集中強化期間とする。強化期間中、重点分野での運営権活用案件の形成のために、地方公共団体に対して運営権を活用した国家戦略プロジェクトの提案公募を行い、選定された事業(中小規模の地方公共団体にも配慮して選定を行う)には、必要になる案件推進事務費を検討開始から事業者選定まで全額補助(1件あたり数億円単位になることも想定)する仕組みを導入する。</p> <p>重点分野の所管局・部内で官民連携について検討する課室内に、法務や会計・税務、金融の専門家を民間から任用するポストや法令解釈に対応するポストを増強し、地方公共団体からの相談に対応できる体制を整える。</p>	<p>現在、国管理空港の経営改革を推進するため、所要の予算措置を講じているところ。そこで得られたノウハウ等について、運営事業の実施を検討する地方公共団体と共有する考え。</p> <p>現在、航空局に民間から経験豊富な専門家を採用して構成する『空港経営改革推進室』を設置し、宮城県等における検討を専門的見地からサポートしている。</p>
<p>③事業への民間企業の関心躍起という観点で、行政が経営するインフラ事業では可能な限り株式会社と同等の情報開示を行政にも義務付けるなど、今以上に情報開示面での努力できる出来ることがあるのではないか？</p>	<p>重点分野の自治体直営事業や公営企業・地方三公社等について30年間の長期シミュレーションを実施し、潜在的に抱える事業リスクや金利リスクや、長期的な改築更新投資の見通しを公表させる仕組みを導入する。</p> <p>地方公共団体が行う重点分野の事業について、公営企業会計の適用がない分野について、公営企業会計ないしは民間並み財務諸表の作成を義務化する。</p> <p>長期財政シミュレーション及び公営企業会計化・民間並み財務諸表の作成に伴う費用について、特に中小規模の地方公共団体に対しては地方交付税や国庫補助金等を通じて、国が支援する仕組みを導入する。</p>	<p>ご指摘のような対応が可能となるよう、まずは、地方管理空港における空港別収支について、国管理空港の空港別収支を参考にして、企業会計の考え方を取り入れて開示するよう国として要請しているところ。</p> <p>地方管理空港における空港別収支について、国管理空港の空港別収支を参考にして、企業会計の考え方を取り入れて開示するよう要請しているところ。</p> <p>地方管理空港の運営委託に対して、必要に応じて人的及び技術的支援を行う考え。</p>
<p>④PPP/PFIやコンセッションに取り組まなくても不利益がないという仕組みの中で、民間企業に提案機会すら設けず、漫然と行政(三セク含む)による経営を続けることを許さないようにすべきではないか？</p>	<p>(②に関する施策を通じて運営権活用による具体的な効果が確認された場合、)重点分野について、事業を直轄実施する官庁及び地方公共団体等と、当該事業の実施を希望する民間企業との間で、提案競争(民間化テスト)の実施を義務付ける仕組みを導入する。</p> <p>国管理空港において空港ビル会社に対して継続している国有財産の使用許可や空港機能施設事業者の指定を公募によって行う仕組みを導入する。</p>	<p>まずは、国管理空港における成功事例をつくるのが先決であると考えているが、ご指摘の点も、今後の課題として前向きに考えたい。</p> <p>空港機能施設事業者の指定に際しては、経営情報の公開等に主体的に取り組むこと、国の空港経営改革の方針に協力すること等を条件としており、事業の適正性・透明性の確保を図っていく所存。 なお、空港ビルの新設等、公募を実施することが適当なものについては、順次、公募を実施していく考え。</p>

## 洗い出された阻害要因に対する解決策の実行について(論点2)

竹中議員から示された論点	国土交通省航空局の考え方
<p>○ 洗い出された阻害要因に対する解決策の実行について、重点分野の関係省庁及び制度官庁は以下の観点を踏まえた中期目標(ロードマップ)を作成する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロードマップでは、向こう3年間は集中強化期間と位置付け、この間に制度面での問題点の解決が終わり、重点分野ごとに案件形成が進んでいる状況を作る前提で策定される必要がある。</li> <li>・重点分野の関係省庁所管部局及び総務省は、ロードマップの中に集中強化期間中の案件形成についての数値目標を盛り込む必要がある。</li> <li>・案件形成のインセンティブを生む解決策については、集中強化期間中の時限的な施策であっても構わない。</li> </ul> <p>○ ロードマップは、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)、PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン(平成25年6月6日民間資金等活用推進会議決定)で掲げた数値目標の達成について、期間を区切ってフォローアップするという位置付けとする必要がある。</p>	<p>民活空港運営法に基づく空港の運営委託制度は、効率的な空港運営を通じた地域活性化を実現する選択肢の一つとして位置づけられたもの。このため、まずは早期に成功事例を作った上で、空港運営の効率化に向け意欲的な地域に対し、国は最大限のサポートをしていくことが適切。</p>

阻害要因から洗い出される解決策について(論点1)

竹中議員から示された論点	福田氏から示された解決策	国土交通省水管理・国土保全局下水道部の考え方
<p>①案件の積み上げを阻害している制度面での問題点 (PPP/PFI やコンセッションを行おうとする場合に、行政直営で行うよりも何らかの不利がある)はないか？</p>	<p>運営権者へ移行する際に、直営のときに業務を担当していた公務員を一定期間(5年～10年)運営権者に出向させる必要がある場合、出向させることができる法的根拠を整える。民間企業からの要望に基づいて、国や地方公共団体から運営権者への業務承継やノウハウ移転のために数十名～数百名単位での出向の必要性が想定される。</p> <p>地方公営企業として実施されている事業が運営権者に移行する場合、施設の所有権が地方公共団体に残るが、それに加えて事業のモニタリング、残債の償還、非常時の工事実施などの権限が地方公共団体に残る場合には、これら地方公共団体側の業務を引き続き地方公営企業として存続させることができることを明確にする。</p> <p>運営権には、管理者が所有する施設の(PFI法でいうところの)運営・維持管理(一般的に言われる設備投資も含む)責任の運営権者への委任という要素が含まれていることを明確にする。このことにより、運営権者が、事業期間中に維持管理や運営のための投資を包括的に決定、実施することが可能であることを明確にする。これを踏まえて、運営権事業の実施に際して国庫補助金や交付金等の活用を想定する分野においては、事業期間中運営権者が国庫補助金や交付金(又はその相当額として管理者から支払われる額)等を安定的に受領できる仕組み・制度を構築する。</p> <p>重点分野で地方公共団体が行う運営権事業において、公物管理法との関係で運営権者が公の施設の使用許可等を行う必要性の有無を明らかにする。また、公物管理法との関係で運営権事業において使用許可等が必要ない、他の方法があると判断された分野について、地方自治法上の指定管理者制度と運営権制度の二重適用が不要であることを明確にする。</p> <p>運営権の運営期間中に投資を平準化して費用計上する会計処理など、運営権事業を行う上で必要な、従来の民間企業会計にはない特殊な会計処理について、重点分野ごとに国が会計規則を定める。</p> <p>納税義務のない地方公共団体直営事業や地方公営企業から運営権事業に移行する場合に、運営権者側に発生した法人税(国税分)負担を地方交付税の特例加算等の仕組みで地方公共団体に戻す制度を導入し、運営権制度への移行に関するディスインセンティブをなくす。</p>	<p>下水道分野については、毎年度定期的実施している地方公共団体の事業実施状況調査等を活用し、運営権制度の活用予定と職員出向に関するニーズを把握する予定。</p> <p>運営権事業開始後も、地方公営企業の業務として、事業のモニタリング、残債の償還などが存続する旨を今年度末策定予定のガイドラインに記載する予定である。</p> <p>施設の所有や事業運営の責任は地方公共団体が担うため、交付金申請等の手続きは、現行の制度に基づき引き続き地方公共団体が主体となり、運営権者と適切に調整しながら実施することが望ましいと考えられる。この旨、今年度末策定予定のガイドラインに記載する予定である。</p> <p>下水道事業では、施設の使用許可等は地方公共団体が行うものとしており、指定管理者制度との二重適用は不要である旨、今年度末策定予定のガイドラインに記載する予定である。</p> <p>PFI制度全体に関わる問題であり、取りまとめ府省にて対処されるべきものと思料。</p> <p>下水道分野では、運営権制度の導入事例がない現段階において、法人税(国税分)負担を地方交付税の特例加算等の仕組みで地方公共団体に戻す制度に関する地方公共団体のニーズは把握していない。</p>
<p>②重点分野について、前例のない中でも意欲的に取り組もうとする地方公共団体を支える仕組みを国は十分用意できているか？</p>	<p>向こう3年間(平成28年度末まで)を案件形成のための集中強化期間とする。強化期間中、重点分野での運営権活用案件の形成のために、地方公共団体に対して運営権を活用した国家戦略プロジェクトの提案公募を行い、選定された事業(中小規模の地方公共団体に配慮して選定を行う)には、必要になる案件推進事務費を検討開始から事業者選定まで全額補助(1件あたり数億円単位になることも想定)する仕組みを導入する。</p> <p>重点分野の所管局・部内で官民連携について検討する課室内に、法務や会計税務、金融の専門家を民間から任用するポストや法令解釈に対応するポストを増強し、地方公共団体からの相談に対応できる体制を整える。</p>	<p>既に、運営権制度の活用を検討している地方公共団体が存在している。国交省としては引き続き、ガイドラインの策定や技術的助言等を通じ、運営権制度に意欲的な地方公共団体の支援を積極的に進めてまいりたい。</p> <p>H23年度より官民連携推進係を設置し、地方整備局等も活用し、地方公共団体からの相談に対応しているところ。引き続き、関連府省等とも連携し、地方公共団体からの相談に適切に対応してまいりたい。</p>
<p>③事業への民間企業の関心躍起という観点で、行政が経営するインフラ事業では可能な限り株式会社と同等の情報開示を行政にも義務付けるなど、今以上に情報開示面での努力できる出来ることあるのではないか？</p>	<p>重点分野の自治体直営事業や公営企業・地方三公社等について30年間の長期シミュレーションを実施し、潜在的に抱える事業リスクや金利リスクや、長期的な改築更新投資の見通しを公表させる仕組みを導入する。</p> <p>地方公共団体が行う重点分野の事業について、公営企業会計の適用がない分野について、公営企業会計ないしは民間並み財務諸表の作成を義務化する。</p> <p>長期財政シミュレーション及び公営企業会計・民間並み財務諸表の作成に伴う費用について、特に中小規模の地方公共団体に対しては地方交付税や国庫補助金等を通じて、国が支援する仕組みを導入する。</p>	<p>国土交通省では、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)」、「下水道事業中長期改築需要量調査算定支援ツール」を策定し、地方公共団体における長期的な改築需要見通しの検討を支援しているところ。</p> <p>また、地方公営企業法に基づく財務諸表の作成について、現在、下水道事業は任意とされているが、総務省が地方公営企業法の適用範囲の拡大による財務諸表の作成義務付けについて検討を行っていることから、総務省と連携して、下水道事業における財務諸表の作成に向けた検討を進めてまいりたい。</p> <p>地方公営企業法に基づく財務諸表の作成について、現在、下水道事業は任意とされているが、総務省が地方公営企業法の適用範囲の拡大による財務諸表の作成義務付けについて検討を行っていることから、総務省と連携して、下水道事業における財務諸表の作成に向けた検討を進めてまいりたい。</p> <p>計画的な改築事業等の検討に必要な情報収集・調査等については、現行の社会資本整備総合交付金等により支援可能であり、技術的助言等も含め積極的に地方公共団体の取組を支援してまいりたい。</p>
<p>④PPP/PFIやコンセッションに取り組まなくても不利益がないという仕組みの中で、民間企業に提案機会すら設けず、漫然と行政(三セク含む)による経営を続けることを許さないようにすべきではないか？</p>	<p>(②)に関する施策を通じて運営権活用による具体的な効果が確認された場合、重点分野について、事業を直轄実施する官庁及び地方公共団体等と、当該事業の実施を希望する民間企業との間で、提案競争(民間化テスト)の実施を義務付ける仕組みを導入する。</p>	<p>下水道事業は、運営権制度においても地方公共団体が最終的な運営責任を持って行うものであり、下水道事業における自治体と民間企業は適切な役割分担の下、良好なパートナーシップを構築していくべきと認識している。</p>

## 洗い出された阻害要因に対する解決策の実行について(論点2)

竹中議員から示された論点	国土交通省水管理・国土保全局下水道部の考え方
<p>○ 洗い出された阻害要因に対する解決策の実行について、重点分野の関係省庁及び制度官庁は以下の観点を踏まえた中期目標(ロードマップ)を作成する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロードマップでは、向こう3年間は集中強化期間と位置付け、この間に制度面での問題点の解決が終わり、重点分野ごとに案件形成が進んでいる状況を作る前提で策定される必要がある。</li> <li>・重点分野の関係省庁所管部局及び総務省は、ロードマップの中に集中強化期間中の案件形成についての数値目標を盛り込む必要がある。</li> <li>・案件形成のインセンティブを生む解決策については、集中強化期間中の時限的な施策であっても構わない。</li> </ul> <p>○ ロードマップは、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)、PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン(平成25年6月6日民間資金等活用推進会議決定)で掲げた数値目標の達成について、期間を区切ってフォローアップするという位置付けとする必要がある。</p>	<p>下水道事業は地方公共団体が最終的な運営責任を持って行うものであり、運営手法の一つであるコンセッション制度を活用するかどうかは、地方公共団体の判断に委ねられる。このため、国において数値目標を設定するよりは、意欲ある地方公共団体が積極的にPPP/PFIを活用できるよう、国として、ガイドラインの策定やモデル事業支援等の方策を確実に実行することが適切。</p>

阻害要因から洗い出される解決策について(論点1)

竹中議員から示された論点	福田氏から示された解決策	国土交通省道路局の考え方
<p>①案件の積み上げを阻害している制度面での問題点(PFP/PFIやコンセッションを行うおとす場合に、行政直営で行うよりも何らかの不利がある)はないか？</p>	<p>運営権者へ移行する際に、直営のときに業務を担当していた公務員を一定期間(5年～10年)運営権者に出向させる必要がある場合、出向させることができる法的根拠を整える。民間企業からの要望に基づいて、国や地方公共団体から運営権者への業務承継やノウハウ移転のために数十名～数百名単位での出向の必要性が想定される。</p>	-
	<p>地方公営企業として実施されている事業が運営権者に移行する場合、施設の所有権が地方公共団体に残るが、それに加えて事業のモニタリング、残債の償還、非常時の工事実施などの権限が地方公共団体に残る場合には、これら地方公共団体側の業務を引き続き地方公営企業として存続させることができることを明確にする。</p>	-
	<p>運営権には、管理者が所有する施設の(PFI法でいうところの)運営・維持管理(一般的に言われる設備投資も含む)責任の運営権者への委任という要素が含まれていることを明確にする。このことにより、運営権者が、事業期間中に維持管理や運営のための投資を包括的に決定、実施することが可能であることを明確にする。これを踏まえて、運営権事業の実施に際して国庫補助金や交付金等の活用を想定する分野においては、事業期間中運営権者が国庫補助金や交付金(又はその相当額として管理者から支払われる額)等を安定的に受領できる仕組み・制度を構築する。</p>	<p>愛知県からの特区提案の実現に向けて取り組んでいるところであり、当該提案においては民間事業者に対する国庫補助等は想定されていない。</p>
	<p>重点分野で地方公共団体が行う運営権事業において、公物管理法との関係で運営権者が公の施設の使用許可等を行う必要性の有無を明らかにする。また、公物管理法との関係で運営権事業において使用許可等が必要ない、他の方法があると判断された分野について、地方自治法上の指定管理者制度と運営権制度の二重適用が不要であることを明確にする。</p>	-
	<p>運営権の運営期間中に投資を平準化して費用計上する会計処理など、運営権事業を行う上で必要な、従来の民間企業会計にはない特殊な会計処理について、重点分野ごとに国が会計規則を定める。</p>	<p>PFI制度全体に関わる問題であり、とりまとめ府省にて対処されるべきものと思料。</p>
<p>②重点分野について、前例のない中でも意欲的に取り組もうとする地方公共団体を支える仕組みを国は十分用意できているか？</p>	<p>向こう3年間(平成28年度末まで)を案件形成のための集中強化期間とする。強化期間中、重点分野での運営権活用案件の形成のために、地方公共団体に対して運営権を活用した国家戦略プロジェクトの提案公募を行い、選定された事業(中小規模の地方公共団体にも配慮して選定を行う)には、必要になる案件推進事務費を検討開始から事業者選定まで全額補助(1件あたり数億円単位になることも想定)する仕組みを導入する。</p>	<p>愛知県からの特区提案の実現に向けて取り組んでいるところであり、現段階ではご指摘のようなニーズは把握していない。</p>
	<p>重点分野の所管局・部内で官民連携について検討する課室内に、法務や会計税務、金融の専門家を民間から任用するポストや法令解釈に対応するポストを増強し、地方公共団体からの相談に対応できる体制を整える。</p>	<p>愛知県からの特区提案の実現に向けて取り組んでいるところであり、引き続き、地方公共団体における取組に対し、相談対応等の必要な支援を実施していきたい。</p>
<p>③事業への民間企業の関心躍起という観点で、行政が経営するインフラ事業では可能な限り株式会社と同等の情報開示を行政にも義務付けるなど、今以上に情報開示面での努力できる出来ることあるのではないか？</p>	<p>重点分野の自治体直営事業や公営企業・地方三公社等について30年間の長期シミュレーションを実施し、潜在的に抱える事業リスクや金利リスクや、長期的な改築更新投資の見通しを公表させる仕組みを導入する。</p>	<p>地方道路公社については、事業許可において料金徴収期間にわたる収支予算の明細(償還計画)を作成する必要があり、財務諸表の作成も義務づけられている。</p>
	<p>地方公共団体が行う重点分野の事業について、公営企業会計の適用がない分野について、公営企業会計ないしは民間並み財務諸表の作成を義務化する。</p>	<p>地方道路公社については、事業許可において料金徴収期間にわたる収支予算の明細(償還計画)を作成する必要があり、財務諸表の作成も義務づけられている。</p>
	<p>長期財政シミュレーション及び公営企業会計化・民間並み財務諸表の作成に伴う費用について、特に中小規模の地方公共団体に対しては地方交付税や国庫補助金等を通じて、国が支援する仕組みを導入する。</p>	<p>地方道路公社については、事業許可において料金徴収期間にわたる収支予算の明細(償還計画)を作成する必要があり、財務諸表の作成も義務づけられている。</p>
<p>④PPP/PFIやコンセッションに取り組まなくても不利益がないという仕組みの中で、民間企業に提案機会すら設けず、漫然と行政(三セク含む)による経営を続けることを許さないようにすべきではないか？</p>	<p>(②に関する施策を通じて運営権活用による具体的な効果が確認された場合、)重点分野について、事業を直轄実施する官庁及び地方公共団体等と、当該事業の実施を希望する民間企業との間で、提案競争(民間化テスト)の実施を義務付ける仕組みを導入する。</p>	<p>愛知県からの特区提案の実現に向けて取り組んでいるところであり、引き続き、地方公共団体における取組に対し、相談対応等の必要な支援を実施していきたい。</p>

## 洗い出された阻害要因に対する解決策の実行について(論点2)

竹中議員から示された論点	国土交通省道路局の考え方
<p>○ 洗い出された阻害要因に対する解決策の実行について、重点分野の関係省庁及び制度官庁は以下の観点を踏まえた中期目標(ロードマップ)を作成する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロードマップでは、向こう3年間は集中強化期間と位置付け、この間に制度面での問題点の解決が終わり、重点分野ごとに案件形成が進んでいる状況を作る前提で策定される必要がある。</li> <li>・重点分野の関係省庁所管部局及び総務省は、ロードマップの中に集中強化期間中の案件形成についての数値目標を盛り込む必要がある。</li> <li>・案件形成のインセンティブを生む解決策については、集中強化期間中の時限的な施策であっても構わない。</li> </ul> <p>○ ロードマップは、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)、PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン(平成25年6月6日民間資金等活用推進会議決定)で掲げた数値目標の達成について、期間を区切ってフォローアップするという位置付けとする必要がある。</p>	<p>地方道路公社の有料道路事業におけるコンセッション制度の活用については、愛知県からの特区提案の実現に向けて取り組んでいるところ。</p> <p>なお、コンセッション制度を活用するかどうかは、地方道路公社や設立団体である地方公共団体の判断に委ねられるものであり、国において数値目標を設定するよりは、地方公共団体における取組に対し、必要な支援を実施することが適切。</p>